

大和市告示第76号

大和市妊婦健康診査助成要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市妊婦健康診査助成要綱等の一部を改正する要綱

(大和市妊婦健康診査助成要綱の一部改正)

第1条 大和市妊婦健康診査助成要綱(平成21年大和市告示第48号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び医療機関専用券2枚」を「、医療機関専用券①1枚及び医療機関専用券②1枚」に改め、同条第3項中「又は」を削り、「満たないとき」の次に「、又は妊婦健診の受診時に補助券を提出できないやむを得ない事由があったと市長が認めるとき」を加え、同項第2号中「大和市妊婦健康診査費用助成決定通知書」を「大和市妊婦健康診査費用助成金交付決定(却下)通知書」に改める。

別表第1医療機関専用券の項中「医療機関専用券」を「医療機関専用券①」に、「10,000円」を「19,000円」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|----------|---------|
| 医療機関専用券② | 16,000円 |
|----------|---------|

別表第1備考第2項中「医療機関専用券」を「医療機関専用券①及び医療機関専用券②」に改める。

別表第2第3号様式の項中「大和市妊婦健康診査費用助成決定通知書」を「大和市妊婦健康診査費用助成金交付決定(却下)通知書」に改める。

(大和市産後健康診査助成要綱の一部改正)

第2条 大和市産後健康診査助成要綱(令和2年大和市告示第61号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「又は」を削り、「満たないとき」の次に「、又は産後健診の受診時に補助券を提出できないやむを得ない事由があったと市長が認めるとき」を加え、同条第5項中「大和市産後健康診査費用助成決定(却下)通知書」を「大和市産後健康診査費用助成金(交付・不交付)決定通知書」に改める。

別表第3号様式の項中「大和市産後健康診査費用助成決定(却下)通知書」を「大和市産後健康診査費用助成金(交付・不交付)決定通知書」に改める。

(大和市新生児等聴覚検査助成要綱の一部改正)

第3条 大和市新生児等聴覚検査助成要綱(令和5年大和市告示第61号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「交付を受けたとき」の次に「その他の対象児が聴覚検査を受ける時点において補助券が提出できないやむを得ない事由があったと市長が認めるとき」を加え、同条第4項中「大和市新生児聴覚検査費用助成決定(却下)通知書」を「大和市新生児聴覚検査費用助成金(交付・不交付)決定通知書」に改める。

別表第5号様式の項中「大和市新生児聴覚検査費用助成決定(却下)通知書」を「大和市新生児聴覚検査費用助成金(交付・不交付)決定通知書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中大和市妊婦健康診査助成要綱第6条第3項及び別表第2の改正規定、第2条並びに第3条の規定は、公表の日から施行する。

(大和市妊婦健康診査助成要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の大和市妊婦健康診査助成要綱(次項において「新要綱」という。)の規定は、施行日以後に受診した妊婦健診について適用し、施行日前に受診した妊婦健診については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に交付されている医療機関専用券については、新要綱の規定により交付された医療機関専用券①及び医療機関専用券②とみなす。